

# ■追加説明書のまとめ方のイメージ (正副2部提出)

○ここでは、確認検査機関との「並列審査」とした場合の最大限必要な形を示しています。「直列審査」と、**B.建築確認分指摘対応**が少なくなり、適判審査対応も迅速に進みます。

○**B.建築確認分指摘対応**については、「**意匠分**」と「**構造分**」があることにご注意下さい。つまり、本追加説明書の作成に当たっては、**意匠設計者との連携**が特に必要になります。

○例えば、**A-1**と**B-1**、**4**と**C-1**はまとめて**A-1**に添付されて結構です。**A-4**と**B-4**もまとめて**A-4**に添付されても結構です。

## B. 建築確認分指摘対応

- ※**適判申請後に指摘対応があった場合に限り**ます。
- ※**構造関係だけでなく、申請図書の意匠関係も含む**ことに注意して下さい。
- ※**意匠関係は、B、B-1～3のみ**。

## C. 自主補正分対応

(**適判申請後に誤記等軽微な変更があった場合に限り**ます。)

(D-2)追加説明書用一貫計算書  
※抜粋の場合は、A-4～6、B-4～6へ

(D-1)一貫計算書修正補正箇所一覧表

(C-1～6)説明図面等

C.自主補正リスト

(B-9)追加計算書

(B-8)差替計算書

(B-7)変更箇所説明計算書

構造適判対応は赤  
確認指摘対応は青  
自己補正対応は緑 等色分

(B-6)構造追加図面

(B-5)構造差替図面

(B-4)構造変更箇所説明図

構造適判対応は赤  
確認指摘対応は青  
自己補正対応は緑 等色分

(B-3)意匠追加図面

(B-2)意匠差替図面

(B-1)意匠変更箇所説明図

確認指摘対応は青  
自己補正対応は緑 等色分

B.確認質疑応答書

(適合を決定できない旨の理由書・回答書)

(A-6)追加計算書

(A-5)差替計算書

(A-4)変更箇所説明計算書

構造適判対応は赤  
確認指摘対応は青  
自己補正対応は緑 等色分

(A-3)追加図面

(A-2)差替図面

(A-1)変更箇所説明図

構造適判対応は赤  
確認指摘対応は青  
自己補正対応は緑 等色分

A.適判質疑応答書

(適合を決定できない旨の理由書・回答書)

2. 当センターにて、当初申請分を「無効」とした上で差し替え可能なものは差し替えますが、両面印刷の場合等、不能のものは**追加説明書に残します**。

1. 当センターにて、当初申請分を「無効」とした上でこの図書を申請分として差し替えます。

1. 当センターにて、当初申請分を「無効」とした上でこの図書を申請分として差し替えます。

2. 当センターにて、当初申請分を「無効」とした上で差し替え可能なものは差し替えますが、両面印刷の場合等、不能のものは**追加説明書に残します**。

1. 当センターにて、当初申請分を「無効」とした上でこの図書を申請分として差し替えます。

## 追加説明書到達後の当センターの対応

## A. 構造適判分指摘対応

○追加説明書表紙

必ず、関係者すべての氏名・押印をお願いします！